

磐梯町農業委員会 6月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和3年6月18日(金) 午前9時00分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

17名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12番 加藤 健一

会長職務代理者 11番 田中 重博

委 員

1番 金田 未樹 2番 鈴木 翼 3番 佐藤 栄祐

4番 前田 諭志 5番 川井 信之 6番 鈴木 勇一

7番 遠藤 充孝 9番 田中 茂 10番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

1番 卯月 宏次 2番 鈴木 一功 3番 鈴木 照喜

4番 加藤 正己 5番 鈴木 庄次

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員 8番 上野 庄市

農地利用最適化推進委員 なし

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第31号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

協議事項 令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

事務局

総会を始める前に、現在、町議会、教育委員会などで町のデジタル化を色々と進めているところではありますが、農業委員会におきましても、ペーパーレス化を目的としながらデジタル化がどのような形でできるのかということで、本日は試行的に紙も併用しながら、タブレットを使用して進めさせていただきます。なお、後ほど皆さまのご意見もいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

本日、農業委員 11 名、農地利用最適化推進委員 5 名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第 1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 11 番 田中 重博 委員

議席 1 番 金田 未樹 委員

議長

日程第 2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

事務局説明に対して質問・意見を図り異議なしの声多数により、承認されました。

議長

日程第 3 議案第 31 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 3 議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和 3 年 6 月 18 日提出。

では、1 番について説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇 38 番地 畑 農振農用地 面積は 1, 886 m²、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は 10 年、10 アール当り賃借料は 1, 000 円でありま

す。備考にもありますように、アスパラガスを作付する予定であります。期間につきましては、令和3年5月1日から令和13年4月30日までということになります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。
（「なし」の声あり）

議長

異議なし多数のため、議案第31号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）1番について承認されました。

ここで、川井 信之 委員の関連なので退席を求めます。

（川井 信之 委員退席）

議長

では、2番について、事務局から説明を求めます。

事務局

続きまして、2番です。大字〇〇字〇〇1875番地 畑 農振農用地 面積は2,698㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は3年、10アール当り賃借料は7,000円です。期間につきましては、令和3年6月1日から令和6年5月31日までということになります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。
（「なし」の声あり）

議長

異議なし多数のため、議案第31号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）2番について承認されました。

承認されましたので、ここで川井 信之 委員の着席を求めます。

（川井 信之 委員着席）

議長

日程第4 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求め、令和3年6月18日提出、1件でございます。土地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇33番地外1筆、地目は田と畑、面積2筆合計は1,316㎡、権利種別は3条無償移転、譲渡人が〇〇の〇〇〇〇

氏、譲受人が〇〇の〇〇〇〇でございます。続いて、申請書をご覧いただきたいと思います。今回紙がありませんので、お持ちのタブレットをご覧いただきたいと思います。

所有者、所在について確認いただきたいと思います。賃借料については無償でございます。権利設定、契約内容は所有権移転でございます。次に、農地法第3条の規定による許可申請書（別添）をご覧いただきたいと思います。こちらに所有地、所有地以外の土地ということで、所有地が自作地1，364㎡しかございませんが、借入地として20，250㎡ございます。作付けに関しては、田は水稻、畑はソバの作付をする予定であります。農機具等の保有がありまして、農作業に従事する者の記載がございます。次に、農地法第3条第2項第5号関係ということで、5-1権利を取得する者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況についてですが、21，979㎡になりますので、下限面積を超えているということでご確認いただきたいと思います。そして法務局の登記簿謄本、公図の写しが添付してあります。次のページに猪苗代町の農用地利用集積計画がございます。今回の利用権設定の面積では、下限面積は満たしていない訳であります。町外の面積も合わせると、下限面積をクリアするということになりますのでご確認下さい。

以前から佐藤委員の方より、下限面積の取り扱いについて、何度かご質問いただいていたところでありますが、農地法第3条の部分についてはきちんと規定があった訳でございますが、経営基盤強化促進法の部分でも佐藤委員からご質問がありまして、再度調査したところでございます。まず、権利の取得の考え方でございますが、こちらについて私の方で認識の誤りがありまして、それについてはお詫び申し上げたいと思います。以前、所有権が全て権利の取得であると申し上げていたところですが、所有権プラス利用権全て使用権の全てが権利取得にあたるということで、県の方とも最終確認を取りましたので、この件については皆さんにお詫び申し上げたいと思います。なお、権利の取得につきましては、所有権、利用権、使用権全てであるという解釈でお願いしたいと思います。何件か新規就農者の下限面積で3，000㎡の部分があった訳ですが、紙の資料で一番最後に付けさせていただいた写しで、昨年11月に国の方から通達がありまして、以前にも新規就農者について緩和しなさいということがありましたが、磐梯町では下限面積は30アールが基準となっておりますが、この通達の中で、農用地利用集積計画による利用権の設定等については、農地法第3条第2項各号の規定の適用を受けないことから、下限面積を満たす必要はありませんということになります。2番で、農地法の別段面積の設定及び同法上下限面積が適用されない場合について、野菜や花き、果樹などで経営が集約的に行われる場合には、そもそも農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受けず、下限面積を満たす必要はありませんということで、国の方で明記されたところでありまして、新規就農の促進にあたっては適用されないということでご理解いただきたいと思います。

ということで、以上で説明を終わりますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ここで、紹介委員の川井 信之 委員より説明を求めます。

5 番 川井 信之 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、6月10日に樋口事務局長、小川係長と私で現況確認をしてまいりました。〇〇〇の方は、普通に農地として使用しているので問題はないかと思えます。また、〇〇〇の方は、見たところ山林原野です。周りは20センチ以上の木が立っていて道がわからない。畑らしきところがあって、おそらく現地はそこでしょうということで確認してきました。今回の当人同士が親戚関係ということもあり、無償譲渡という今回の話になったようでありますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 質問・意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

事務局より説明のあったとおりだと思いますが、親戚関係だということですが、所有者の方が年齢も年齢なので、例えば施設に入っているとかそういう情報は事務局では聞いているのか。

事務局

実際の手続きは、娘さんがされています。先ほど紹介委員からもありましたとおり、親戚関係であるということで、以前から農地は無償で譲渡したいという話をしていたようです。畑については山林原野化していることもあり、本来であれば現況確認で農地外転用してからということもあったようですが、農振農用地区域に入っているということもあり、農振の見直しで除外をする手続きも併せて行っておりましたので、今回取得をして農振除外の手続きをするということになっております。

議長

他に質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見ないようですので、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 承認することに決定いたします。

議長

日程第5 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ

いて、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める、令和3年6月18日提出でございます。

土地でございますが、大字〇〇字〇〇2番地外計3筆、地目は田、面積3筆合計は3,063㎡、権利が使用貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人が〇〇の〇〇〇〇、転用目的が田、畑でございます。転用理由が、最終処分場工場の建設残土の受入及び農地改良に係る工事用地等で利用するという一時転用でございます。期間につきましては、許可日から令和4年3月31日までとなります。以降、借受人、転用理由等については同様でございますので省略して説明させていただきます。

次に、大字〇〇字〇〇42番地外計3筆、地目は田、面積3筆合計は3,043㎡、権利が使用貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、以降同様でございます。

次に、大字〇〇字〇〇64番地外計4筆、地目は田、面積4筆合計は5,059㎡、権利が使用貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、以降同様でございます。

次に、大字〇〇字〇〇57番地外計4筆、地目は田、面積4筆合計は5,166㎡、権利が使用貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、以降同様でございます。

申請書については、タブレットをご覧いただきたいと思っております。今回の一時転用について、耕作者からも同意をいただいているところであります。14筆合計面積16,331㎡でございます。面積が10,000㎡を超えていますので本庁の許可が必要になるということで、県農業会議で審議いただくということになります。また、事業面積としては、17,063㎡となっておりますが、これは畦畔の雑種地を含むもので一体的に整備を行うということでもあります。今回盛土を行うということで、最大で4mのところもございまして、適正施工を行うということ、施工後の法面の緑化等を行うということでもあります。また、隣接するJRとも協議を行い承諾を得ているということでもあります。次ページからは事業計画書でございます。一時転用の復元方法ですが、単純な現形復旧ではなく農地としての利用向上を目指す内容でございます。以降、位置図、平面図、事業スケジュール、耕作者、隣接者からの同意書等が添付されておりますので内容について確認していただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ここで、紹介委員の遠藤 充孝 委員より説明を求めます。

7番 遠藤 充孝 委員

ただ今、事務局長より詳しく説明のあったとおりですが、6月10日に樋口事務局長、小川係長と私を入れて10名で現況確認をしてみました。経過としては、申請人の〇〇〇〇が行っている最終処分場工事において、建設工事にあたって残土がかなり出るということで、地元部落の方に話がありまして、客土してはどうかということでしたので、それを申し出たのが今回の4名となります。現在もかなりの残土が仮置きされている状況でありまして、秋のソバ収穫後に盛土を行うということになるようですので、十分にご審議

のほどよろしく願いいたします。

議長

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 質問・意見ございませんか。

4番 前田 諭志 委員

資料がたくさんありますが、審議の範囲は農地の部分だけでよろしいでしょうか。

事務局

今回の転用に関する工事ということですが、審議の対象はあくまで農地一時転用の部分になりますのでお願いいたします。また、県担当の方からも、この農地一時転用に至った経過は何だったのかということで説明を求められておりましたので、最終処分場工事の内容について申請書に添付したところであります。

議長

他に質問・意見ございませんか。

1番 卯月 宏次 最適化推進委員

私もこの現地の近くで耕作しているのでわかるのですが、条件的に悪いところで耕作している人たちが手を挙げたということですが、この時になぜ〇〇地区の耕作者だけに声をかけたのか。その経緯は何か。

7番 遠藤 充孝 委員

地元の区長さんを通じて、かなりの残土が出るからという話がありました。

1番 卯月 宏次 最適化推進委員

そうであれば、なぜその時に磐梯町全体の農地でもこのような条件の悪い農地いっぱいあるはずなのに、なぜ声がかからなかったのかということですか。

7番 遠藤 充孝 委員

私もその辺の詳しいいきさつはわかりません。

事務局

この工事は処分場が建設される地区の方の地元還元の事業ということで、相談してきているということでありますが、今回の許可申請にあたってはその部分については特にないかと思います。

議長

その他 質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見ないようですので、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 承認することに決定いたします。

議長

日程第6 協議事項 令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について 事務局に説明を求めます。

事務局

先月の定例会でも申し上げた内容でございます。農業委員からは2名の方から意見をいただいております。その意見を踏まえて、事務局で案ということでご提案申し上げて、今回皆様の意見をいただいて決定後、県農業会議に提出したいと考えております。

まず、1番からですが、・・・・・・・・・・であります。次に2番でございますが・・・最後に・・・・・・・・・・であります。以上になりますので、皆様のご意見いただいて県へ提出したいと思いますのでご審議くださいますようお願いいたします。

議長

事務局から協議事項について説明がありましたが、質問・意見要望等ありませんか。

4番 前田 諭志 委員

鳥獣対策の件で、県補助金は電気柵や監視カメラのハード面を想定しているようですが、今話に出ている長距離で電気柵を張ると、草が触っていると、どこかで切れているを検知したりできるシステムを導入する、カメラに写っている画像を通信で送ったりできるシステムであつたりの通信費やソフト面も想定してほしいということも付け加えてほしいです。

事務局

はい。付け加えさせていただきたいと思います。

議長

他に、質問・意見要望等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見ないようですので、協議事項 令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について 承認することと決定いたします。

議長

日程第7 その他について 1. 磐梯町農業振興地域整備計画の見直しについて 2. 農地一筆調査の実施について 事務局に説明を求めます。

事務局

では、始めに、1. 磐梯町農業振興地域整備計画の見直しについて説明いたします。

こちらの資料もタブレットでご覧下さい。昨年から見直しを進めているところでありますが、昨年は基礎調査と意向調査を行いまして、結果がまとまりましたので、皆様にご報告したいと思います。まず、1ページからご覧下さい。おさらいの部分が続きますので割愛させていただきます、10ページになります。こちらに・・・・・・・・・・となりますので内

容ご確認下さい。

次に、2. 農地一筆調査の実施について説明させていただきます。要領をご覧下さい。農振計画の見直しと併せて、昨年から取組みたいところであった訳ですが、現況図ができましたのでそれに基づきまして、本日から8月20日までの期間で農地利用最適化推進委員の方に現地の確認調査をお願いしたいということです。農業委員会としては、10月に農地パトロールを予定しておりますので、今回の資料を含めて10月に全体でパトロールを行うということになります。実施の対象及び内容ですが・・・ということで、確認の方をお願いしたいと思います。

議長

事務局からその他1. 2について説明がありましたが、質問・意見要望等ありませんか。

11番 田中 重博 委員

今回最適化推進委員で現地調査を行うということだが、自分の地元以外の地区も入っているが、この調査になぜ農業委員は入っていないのか。農地パトロールにつなげるということだが、最適化推進委員だけで大変ではないか。

事務局

最適化推進委員が今まで3名だったのを昨年5名に増やしたのも、農振の見直しであったり現地調査などをお願いしたいということもありましたので、農業委員の方たちも協力いただけるのならば、皆様で調整いただいております。今回確認いただくのは、図面で黄色に染まっている部分だけです。耕作放棄地などあればそこをチェックいただければと思います。

議長

他に、質問・意見要望等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見ないようですので、その他 1. 2について 承認することとに決定いたします。

議長

続いて、その他 3. 転作確認現地調査の協力について 事務局に説明を求めます。

事務局

では、3. 転作確認現地調査の協力について説明いたします。

こちらの資料もタブレットでご覧下さい。例年行っています水田農業構造改革の営農計画現地確認ということでございます。今年度も中山間直接支払いを行っている地区はその現地確認も兼ねる、また多面払いを行っている地区についても現地確認を兼ねて行うということになります。期間は7月5日～9日までということになりますので、農業委員、農

地利用最適化推進委員の方たちにはご協力をお願いしたいと思います。

議長

その他 3. 転作確認現地調査の協力について 質問・意見要望等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見ないようですので、その他 3について 承認することに決定いたします。

議長

その他 4. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

4. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・・・次回定例会については、7月20日を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他事務局、委員の皆様から質問・意見ございませんか。

事務局

先月の定例会でご指摘のあった荒廃農地再生事業の金額の部分ですが、公共の標準単価に置き換えまして、書類の差し替えを行いまして、金額を変更して交付決定をしましたのでご理解いただきたいと思います。以上です。

議長

他に質問ございませんか。

(質疑ないので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前10時55分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和3年6月18日

議長（会長）

署名人

署名人